

原発推進GX  
老朽原発の運転延長を  
パブコメでとめよう！

2023年1月10日

原子力規制を監視する市民の会

阪上 武

# 資源エネルギー庁「今後の原子力政策の方向性と行動指針」

## 全般的な意見

全面的な原発推進方針である行動指針案は撤回すべき  
民意が全く反映されていない行動指針案は撤回すべき

## 意見1 (1)再稼働への関係者の総力の結集

「**立地地域との共生**」と称して原発再稼働の地元同意(不同意)の過程や**避難計画の策定**の過程に国が介入すべきではない

- 立地地域との共生…再稼働を餌に札束をちらつかせるやり方
- 再稼働推進を目的に避難計画に介入…安全が脅かされる

## 意見2 (2) 運転期間の延長など既設原発の最大限活用

運転期間の延長(長期停止期間を運転期間から除外)に加えて設備利用率を向上させようともしている。経済性最優先の運転を老朽原発で実施するような危険なやり方をすべきではない。

- 運転期間の定めを原子炉等規制法に残し厳格に守るべき
- 長期停止期間を運転期間から除外すべきではない
- 設備利用率向上が死傷事故を引き起こした

### 意見3 (3) 新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・建設

新たな原発の開発・建設をすべきではない。そのために多額の国費を投入すべきではない。

- 高速増殖炉「もんじゅ」の失敗
- 三菱重工と電力4社の計画…どこが次世代？どこが革新？
- 原子力産業の救済のためにどれだけ税金を使うつもりか？

## 意見4 (4)再処理・廃炉・最終処分のプロセス加速化

六ヶ所再処理工場の建設は中止し、プルサーマルもやめるべき。核のゴミ(高レベル放射性廃棄物)の処分も決まらない状況で、これ以上「核のゴミ」を増やしてはならない。福島第一原発の廃炉も進まない状況で原発を推進すべきではない。

- 六ヶ所再処理工場…日常的な放射能放出／高レベル廃液／プルトニウムが増える
- プルサーマル…危険／高額／使用済燃料の処理ができない
- 最終処分が決まらない…これ以上核のゴミを増やさないこと

# 原子力規制委員会

## 「高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要(案)」

原子力規制委員会は、令和2年7月29日に「発電用原子炉施設の利用をどのくらいの期間認めることとするかは、原子力の利用の在り方に関する政策判断にほかならず、原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではない」との見解を明らかにしているところである。令和4年12月16日に開催された総合資源エネルギー調査会第52回基本政策分科会において、利用政策の観点から運転期間に関する制度を改正する方針が示された。これを受け、高経年化した発電用原子炉に関する必要な安全規制を引き続き厳格に実施できるようにするため、原子炉等規制法に定める必要のある法的な枠組みは、以下のとおりである。

## 意見募集要綱

「運転期間に関する定めが原子炉等規制法から他法令に移される場合でも高経年化した発電用原子炉に関する安全規制を適切に実施できるようにするため、法的な枠組みを原子炉等規制法に定める予定となっております」

とあるように

① 運転期間に関する定めを原子炉等規制法から他法令(電気事業法)に移すこと

② 高経年化した原子炉に関する安全規制を適切に実施すること

の2点について原子炉等規制法を改定することが前提

## 意見1

運転期間の定め（40年ルール）を原子炉等規制法から電気事業法に移すべきではない。原子炉等規制法に残した上で、原子力規制委員会はこれを厳格に守るべきである。

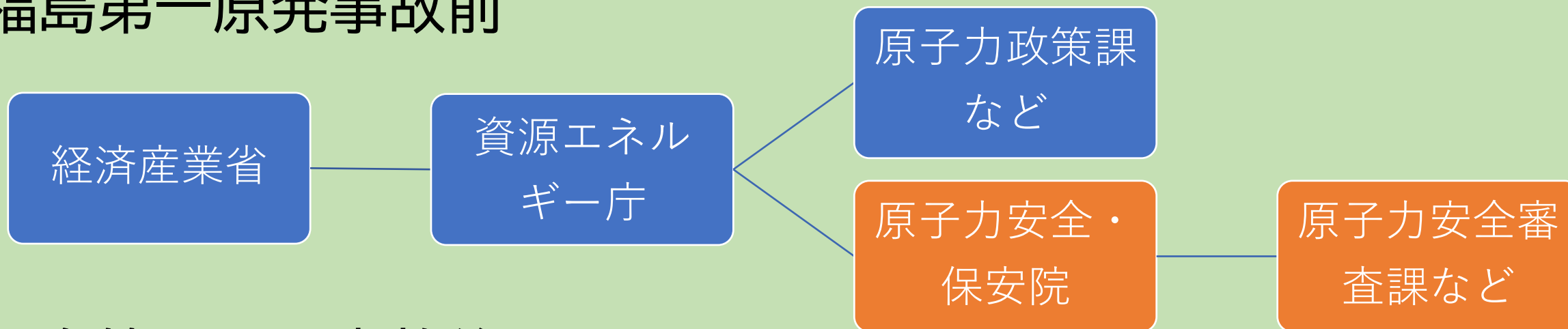
## 批判のポイント

- ①運転期間の定め（40年ルール）は「利用政策の判断」ではなく「安全規制」として原子炉等規制法に盛り込まれた
- ②「利用と規制の分離」という福島第一原発事故の教訓を踏みにじるもの



# 利用と規制の分離

## 福島第一原発事故前



## 福島第一原発事故後



# 利用と規制の分離

## 利用政策

電気事業法

経済産業省

資源エネルギー  
庁

原子力政策課  
など

## 安全規制

原子炉等規制法

原子力規制委員会  
原子力規制庁

原子力安全審  
査課など

# 利用と規制の分離

## 利用政策

電気事業法

経済産業省

資源エネルギー  
庁

原子力政策課  
など

運転期間の定め（40年ルール）

## 安全規制

原子炉等規制法

原子力規制委員会  
原子力規制庁

原子力安全審  
査課など

# 運転期間の定め(40年ルール)は利用政策の判断か？

- 原子炉等規制法改正にむけた国会での議論で、細野豪志環境大臣（当時）は、運転期間を40年とした理由について、「（原子炉が中性子で）40年でもろくなるという結果ははっきり出てきている」と述べたほか、機器の多くが想定使用期間を40年として設計されていることなどをあげている。
- 平成二十四年二月七日付政府答弁書（高市早苗議員質問提出）に「原子炉設置許可の審査において、重要な設備、機器等について中性子照射脆化等の設計上の評価を運転開始後四十年間使用されることを想定して行っていることが多いことを考慮し、原則として四十年としたものである」「安全上のリスクを低減するため発電用原子炉の運転期間を制限することとした」との記載がある。
- 令和四年十二月二十日付政府答弁書（辻元清美議員質問提出）に、「（原子炉等規制法に規定する）『発電用原子炉を運転することができる期間』については、平成二十四年当時の国会審議において、技術的見地を含め、幅広い観点から議論が行われた上で、立法されたものと認識している」との記載がある。

- 2012年6月の原子力委員会において内閣府原子力規制組織準備室の担当官が、「運転期間制限」について「安全規制の変更」の項に位置付けて説明していた。
- 資源エネルギー庁が2022年9月22日の原子力小委員会の会合に提出した資料に「原子炉等規制法の改正時の国会審議においては、政府及び法案提出者から、以下のような認識が示されている」としたうえで「運転期間に係る規定を含めた安全規制のあり方については、原子力規制委員会の発足後、専門的な観点から検討されるべき」との記載がある。

## 原子力規制委員会設置法について

### ② 原子力安全規制の転換

#### ○ 原子炉等規制法の改正

##### (1) 重大事故対策の強化

### (5) 発電用原子炉施設に対する原子力安全規制体系の整理

発電用原子炉施設の安全規制について、原子炉等規制法で一元的に必要な措置を講ずるため、元来電気事業法の規制下にあった発電用原子炉施設についての規定を原子炉等規制法に新設する等、所要の整理を行う。

資源エネルギー庁 2022/9/22 原子力小委員会提出資料より

## 原子炉等規制法改正時の経緯

- 原子炉等規制法の改正時の国会審議においては、政府及び法案提案者から、以下のような認識が示されている。

- ② 運転期間に係る規定を含めた安全規制のあり方については、原子力規制委員会の発足後、専門的な観点から検討されるべき

※現行の原子炉等規制法は、当初は、内閣提出法案として提出されたものの、与野党協議を経て同法案が撤回、環境委提出法案として再度提出され、成立に至ったもの。

# 原発「規制と推進の分離」形骸化

# 「60年超」検討前 面談7回

## 規制庁 経産省と情報交換

原子力規制委員会事務局の原子力規制庁は二十七日、原発の運転期間の見直しを巡り、担当者が山中伸介委員長から検討指示を受ける前の七月、九月、経済産業省資源エネルギー庁（エネ庁）の担当者と少なくとも七回にわたり面談をして情報交換していたことを明らかにした。山中委員長は、原発推進側の経産省とのやりとりは公開するよう指示しているが面談の内容は、非公開にされている。規制委の透明性が揺らいでいる。



記者会見で説明する原子力規制庁の黒川 陽一郎総務課長（右）＝27日、東京都港区で

規制庁によると、経産省との面会は、岸田文雄首相が原発政策見直しの検討を指示した翌日の七月二十八日。経産省側からの呼び掛けで始まり委員長らに報告しないまま面会を重ねた。八月二十九日には規制庁職員が規制委を所管する環境省への説明資料を作成。現行の原子炉等規制法（炉法）の「原則四十年、最六十年」とする規定が、産省が所管する電気事業法に移管されることや、炉法に長期運転への規制手を新設するなど、方向性を詳細が記載されていた。山中委員長は十月五日定例会で、規制庁に対し

- 7月27日 岸田文雄首相がGX実行会議で、原子力政策について政治決断が必要な項目を示すよう指示
- 28日 原子力規制庁が資源エネルギー庁と面談① エネ庁が運転期間見直しについて、原子力規制委員会所管の原子炉等規制法を含む束ね法案の検討を始めたと伝える
- 8月19日 面談② エネ庁が運転期間見直しの改正イメージを示す
- 22日 面談③ 改正イメージに規制委所管の内容があるとエネ庁に指摘
- 23日 規制庁長官ら幹部が打ち合わせ。運転期間が見直される場合の規制案の検討開始
- 24日 GX実行会議で経産省が運転期間の延長などを検討項目に提示。岸田首相が年末までに結論を出すよう指示
- 29日 規制庁が面談を踏まえて運転期間見直しの方向性の資料を作成。炉規法で定めた運転期間の規定が経産省所管の電気事業法に移管されることなどを、30日に環境省へ説明
- 9月 6日 面談④ 法改正に関して内閣法制局に提出する資料提供を依頼されるが、規制委の方針が示されていないため対応できないと回答
- 13日 規制庁幹部が打ち合わせ。新たな規制案の検討方針を確認

原発の運転期間見直しを巡るやりとり

12月28日付  
東京新聞より



**意見1** 運転期間の定め（40年ルール）を原子炉等規制法から電気事業法に移すべきではない。原子炉等規制法に残した上で、原子力規制委員会はこれを厳格に守るべきである。

**意見2** 長期停止期間を運転期間から除外すべきではない

**意見3** 原子力規制委員会は、新しい安全規制を検討する前に、判断基準が不十分な状況で技術評価の結果だけしかみないこれまでの審査の欠陥をみとめ、老朽原発の運転を一旦止めた上で、従前の審査の総点検を実施すべきである。

## 意見3の事例

中性子照射脆化の問題では、既に審査が終わった原子炉について、予測のための評価方法の信頼性や違法性が名古屋地裁で争われている。

中性子照射脆化の問題では、技術基準として用いられている民間規格について、従来の規格が使えないことが明らかになり、規格の改訂が要求されながらそれが進まない中で、従来の規格が使われ続けている。

